

都南浄化センター建築設備定期点検業務委託

特記仕様書

この仕様書は、標記業務に関し必要な事項を定めるものとする。

1 対象施設

- ・ 施設名称 : 都南浄化センター管理本館
- ・ 施設場所 : 盛岡市東見前地内
- ・ 構造 : 鉄骨鉄筋コンクリート造 (RC 造) 地上 4 階地下 1 階
- ・ 延べ床面積 : 6719.20 m²

地下 1 階	1578.04m ²
1 階	2213.22m ²
2 階	1453.36m ²
3 階	521.16m ²
4 階	822.12m ²
塔屋 1 階	88.01m ²
塔屋 2 階	43.29m ²
- ・ 建物用途 : 事務所 (第 2 類)
- ・ 経過年数 : 47 年 (昭和 54 年竣工)

2 業務内容

- (1) 建築基準法第 12 条第 4 項(平成 17 年 6 月 1 日施行)による特定建築設備等の定期点検対象部位

① 特定建築設備等で、次に掲げる部分

- ・ 排煙設備
- ・ 換気設備
- ・ 非常用照明設備
- ・ 給水及び排水設備
- ・ 防火設備等

3 点検方法

- (1) 国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン「国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室監修」に基づいて実施すること。
- (2) 平面図に、指摘箇所を記載すること。

4 点検実施者 (資格者)

(2) 特定建築設備

建築基準法第 12 条第 4 項の規定に基づく、一級建築士若しくは、二級建築士又は法定講習の終了者で国土交通大臣から資格者証※ 1 の交付を受けた者。

- ※ 1 建築設備 : 建築設備検査員
防火設備 : 防火設備検査員

5 提出書類

- (1) 業務計画書 3部
 - (2) 業務報告書 3部（電子データ等1部、製本2部）
 - ・ 総括表
 - ・ 点検マニュアルチェックシート
 - ・ 平面図（指摘箇所記載）
 - (3) 点検記録写真（状況写真）
 - (4) その他監督職員が指示したもの
- ※ 電子データの保存形式は監督職員の指示によること。

6 その他

- (1) 次に挙げる費用は受注者の負担とする。
 - ① 点検に必要な工具類、測定器具及び消耗品
 - ② 受託者の責に帰すべき施設、設備の破損及び汚損等の復旧
- (2) 本仕様書以外の事項については協議して定めるものとする。